

ふるさと石川の環境を守り育てる条例の改正 (石綿飛散防止対策の制度化)

石川県環境政策課

目的

県民の健康の保護及び生活環境の保全を図るため、大気中への石綿粉じんの排出又は飛散を防止するための措置等を講ずることを目的としています。

平成17年12月1日から施行されます。

条例の一部改正(公布文) : H17.10.7 石川県公報 号外第85号
施行規則の一部改正(公布文) : H17.11.10 石川県公報 号外第89号

改正の要点

1 責務等

石綿飛散防止のために以下のとおり責務を明確にします。

県 ...

- ・ 石綿に関する必要な情報の収集及び提供をします。
- ・ 石綿による健康被害に関し、必要な施策を講じます。
- ・ 県民、事業者等に対し、必要な助言、指導等を行います。
- ・ 必要に応じ解体作業等場所の周辺の石綿粉じん濃度を測定、監視します。

解体等事業者 ...

- ・ 届出義務 (作業の事前届出)
- ・ 遵守義務 (作業基準)

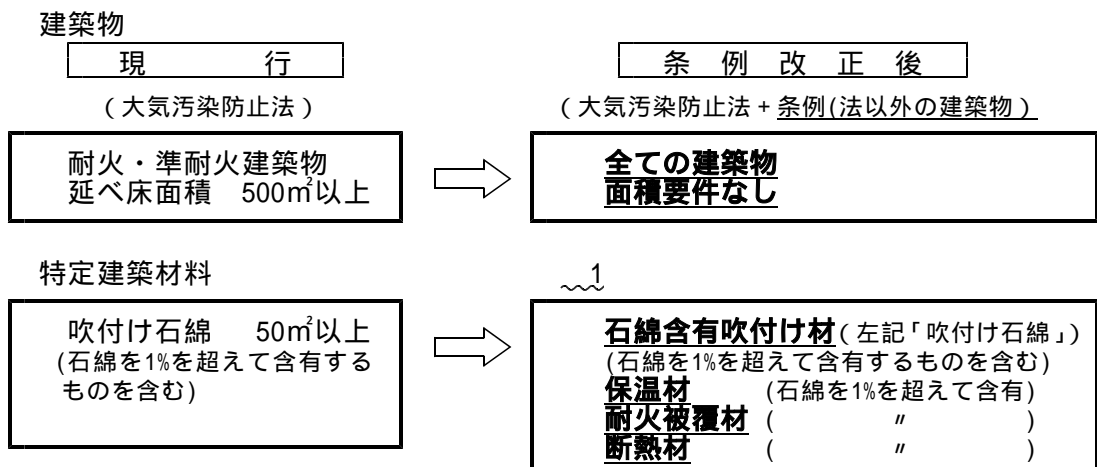
注文者 ... 施工方法、工期等について作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮

建築物所有者等 ... 石綿含有吹付け材を使用する建築物の所有者等は、吹付け材の損傷、劣化等により大気中に石綿が飛散するおそれがあるときは、除去、封じ込め等必要な措置を講ずるよう努める。(努力義務)

2 石綿粉じん排出等作業に関する規制

建築物を解体、改造、又は補修する工事に伴い、特定建築材料 ¹を除去、封じ込め等する作業(石綿粉じん排出等作業)は、大気汚染防止法の規制以外の全ての建築物について条例の適用(届出等)対象となります。

【届出対象建築物等】



1 特定建築材料とは、

石綿含有吹付け材（大気汚染防止法の「吹付け石綿」と同じ。）

| | | |
|---|---------------|--------------------------------------|
| 1 | 吹付け石綿 | 石綿にセメント等の結合材と水を加え混合し、吹付け機を用いて吹付けたもの。 |
| 2 | 吹付けロックウール | 石綿をその重量の1%を超えて含有するものに限る。 |
| 3 | 吹付けパーミキュライト | |
| 4 | パーライト吹付け | |
| 5 | 発泡けい酸ソーダ吹付け石綿 | |

～ 保温材等

| | | |
|--|-------|---|
| 1 | 保温材 | 石綿保温材、けい酸カルシウム保温材、けいそう土保温材、パーミキュライト保温材、パーライト保温材 |
| 2 | 耐火被覆材 | 耐火被覆版、けい酸カルシウム板第2種 |
| 3 | 断熱材 | 屋根用折板石綿断熱材、煙突石綿断熱材 |
| 備考 上記の特定建築材料は、石綿をその重量の1%を超えて含有するものに限る。 | | |

【 規制内容 】

条例による届出が必要となる場合

特定建築材料を使用する建築物を解体、改造又は補修する工事（特定工事）に伴い、特定建築材料を除去し、封じ込め、囲い込み（石綿粉じん排出等作業）を行うこととなる場合に必要となります。

・届出作業

特定建築材料が、石綿含有吹付け材の場合
除 去
封じ込め
囲い込み

特定建築材料が、保温材等の場合
除 去

・届出者

特定工事施工者

・届出期日

石綿粉じん排出等作業実施日の14日前まで

・届出先

工事場所が金沢市の区域の場合

金沢市

” その他の区域の場合

各県保健福祉センター

（大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業の対象となる工事については、条例の届出は必要ありません。（大気汚染防止法による届出のみ）

作 業 基 準

石綿粉じん排出等作業及び特定建築材料の種類により作業の基準が決まっています。作業する者は、この基準を遵守しなければなりません。

【 石綿含有吹付け材 】

除去する場合の作業基準

- ・作業を行う場所を隔離し、作業場の出入口に前室を設置
- ・作業場を負圧に保ち、排気に放射性エアロゾル用高性能エアフィルタを付けた集じん・排気装置を使用
- ・除去する石綿を薬液等により湿潤化
- ・石綿除去後、石綿粉じんの飛散を抑制するための薬剤等散布

封じ込め又は囲い込む場合の作業基準

- ・劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合、又は下地との接着が不良な場合は、除去する。

【 保温材等 】

除去する場合の作業基準

- ・除去する保温材等を薬液等により湿潤化すること。
- ・保温材等を掻き落としにより除去を行う場合は、除去する部分を隔離すること。

3 石綿粉じんの飛散防止に関する適正な管理

報告及び検査

県職員が以下の場所へ立ち入り、必要な限度において、石綿の飛散防止等のために、報告の徴収及び検査を行うことができます。

- ・特定工事又はその疑いがある工事の行われる場所
- ・石綿を著しく大気中に飛散させている建築物又はそのおそれがある建築物

勧告及び公表

作業基準遵守に違反しているなどの場合、県は改善を図るなどの必要な措置を講ずるよう勧告することができます。

また、勧告に従わない者に対しては、県は氏名等を公表することができます。